

熊本市立平成さくら支援学校における使用教科用図書の採択基準等

熊本市教育委員会

平成 2 8 年 1 0 月 2 0 日制定

熊本市立平成さくら支援学校で使用する教科用図書（以下、教科書と表記）については、以下の基準等に基づいて熊本市教育委員会が採択する。

1 採択基準

平成さくら支援学校の教科書については、「高等学校用教科書目録（当該年度用）」に登載されている教科書のうちから採択する。

ただし、学校教育法附則第 9 条の規定する図書は、「熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則」第 1 3 条第 1 項の規定により、学校長より提出された「教材使用承認願」をもとに採択する。

2 採択方法

( 1 ) 学校長は、採択希望教科書の選定を行い、選定理由書を付して教育委員会に届け出る。

( 2 ) 採択希望教科書の選定に当っては、学校長は、教科書選定委員会を設置し、教科書の内容等について十分な検討を行い、地域や学校の実態を考慮し、生徒の心身の成長、発達及び指導に適するものを選定する。

( 3 ) 教育委員会は、学校長から提出された採択希望教科書と選定理由書、または、「教材使用承認願」をもとに平成さくら支援学校の教科書採択を行う。

3 その他

開校前年度については、学校長を熊本市教育委員会事務局総合支援課特別支援教育室長と読み替えるものとする。

(参考資料)

熊本市立平成さくら支援学校の教科用図書採択の手続きについて

- 1 義務制と異なり、無償配付ではなく公費負担がないこともあって、高等学校、特別支援学校高等部の教科用図書の採択方法には法令上の定めがない。
- 2 原則としては、文部科学大臣が作成し送付する「教科書目録」に登載されている教科用図書の中から採択しなければならないが、多様な特性を有する知的障がいのある生徒の実態から、学校教育法附則第9条の規定により、上記以外の図書を採択している。
- 3 市立高等学校においては、「熊本市立高等学校における使用教科用図書の採択基準等」(平成14年7月24日制定、平成18年5月22日一部改正)に基づき、学校長から提出された採択希望図書を教育委員会で採択している。  
ただし、「熊本市教育委員会教育長事務委任等規則」により、教育長専決として採択するものとしている。
- 4 平成さくら支援学校は、市立高等学校と同様の手続きで採択を行う。

< 採択事務の流れ >

